

食安発1211第1号

平成24年12月11日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」の一部改正について

中国向けに輸出される水産食品の取扱いについては、「対中国輸出水産食品の取扱いについて」（平成21年11月10日付け食安発1110第1号。）の別紙「中国向け輸出水産食品の取扱要領」（以下「本要領」という。）に基づき取り扱っているところ
です。

今般、中国政府から衛生証明書の記載事項について変更するよう要請を受けたことから、本要領を別添新旧対照表のとおり改正することとしましたので、平成25年1月1日
から発行される衛生証明書に適用するよう貴管下関係業者等への指導方よろしくお
願いします。

また、下記の貨物を一括して輸出する場合にあっては、「中国向け輸出水産食品の衛生証明書様式について」（平成22年3月30日付け食安監発0330第3号）に基づ
き1枚の衛生証明書にリストを添付し対応することとしておりましたが、当該リストに
ついても改正を行い、本要領に別紙様式7-2として追加いたしましたので御了知願
います。

なお、平成22年3月30日付け食安監発0330第3号は、平成25年1月1日
をもって廃止いたします。

記

- 1 . 魚種の異なる鮮魚及び冷凍魚（最終保管施設が同一のもの）
- 2 . 形態の異なる鮮魚及び冷凍魚（最終保管施設が同一のもの）
- 3 . 同一の登録施設及び同一の加工方法である加工品（原材料が異なるものも含む）

対中輸出水産食品の取扱要領 新旧対照表

改正後	現 行
<p>別紙 1～3、5 (省略)</p> <p>4. 衛生証明書の発行手続 (1) 衛生証明書の発行申請 (省略) (2) 衛生証明書の発行要件の審査 (省略)</p> <p>(3) 衛生証明書の発行 証明書発行機関は、4の(2)の審査を行った結果、問題がないと判断したときは、以下の点に留意しつつ、別紙様式7-1の証明書に必要事項を記入の上、検査担当者が署名し、証明書発行機関である旨を示す印章(厚生労働省登録検査機関であることを英語にて明記したもの。以下「発行機関印章」という。)を押印した後に、原本を輸出者に発行するとともに、その写しを保存する。 ア. 記載する用語については、英語記載とすること。 イ. 「Reference No.」については、証明書発行機関において独自に管理を行うこと。</p> <p>削除</p> <p>ウ. 未加工品の「加工方法」については、生鮮品の場合は「冷蔵(未加工) Refrigerated (Non-processed)」、冷凍品の場合は「冷凍(未加工) Frozen (Non-processed)」と記載すること。 輸出者は、予定していた輸出が中止になる等の理由により衛生証明書が不要となった場合には、別紙様式6により発行申請を取消するとともに、既に当該衛生証明書を受領している場合にあつては、速やかに証明書発行機関に返却すること。</p> <p>(4) 衛生証明書発行の停止 (省略)</p>	<p>別紙 1～3、5 (省略)</p> <p>4. 衛生証明書の発行手続 (1) 衛生証明書の発行申請 (省略) (2) 衛生証明書の発行要件の審査 (省略)</p> <p>(3) 衛生証明書の発行 証明書発行機関は、4の(2)の審査を行った結果、問題がないと判断したときは、以下の点に留意しつつ、別紙様式7の証明書に必要事項を記入の上、検査担当者が署名し、証明書発行機関である旨を示す印章(厚生労働省登録検査機関であることを英語にて明記したもの。以下「発行機関印章」という。)を押印した後に、原本を輸出者に発行するとともに、その写しを保存する。 ア. 記載する用語については、英語記載とすること。 イ. 「Reference No.」については、証明書発行機関において独自に管理を行うこと。 ウ. 「輸送方法(船名、便名、コンテナ番号等)には、Shipping marks(荷印)、船荷証券(BL)、航空貨物運送状(AWB)等の貨物の特定が可能となるものを記載すること。 エ. 未加工品の「加工方法」については、生鮮品の場合は「未加工(Non-processed)」、冷凍品の場合は「冷凍(Frozen)」と記載すること。 輸出者は、予定していた輸出が中止になる等の理由により衛生証明書が不要となった場合には、別紙様式6により発行申請を取消するとともに、既に当該衛生証明書を受領している場合にあつては、速やかに証明書発行機関に返却すること。</p> <p>(4) 衛生証明書発行の停止 (省略)</p>

別添、別紙様式 1～4
(省略)

(別紙様式 5)

年 月 日

証明書発行機関長 殿

申請者
住所
氏名

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

衛生証明書発行申請書

「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成 21 年 11 月 10 日付
け食安発 1110 第 1 号)に基づき、衛生証明書の発行を申請したく、下記
輸出水産物に関し、関係書類を添えて申請します。

記

1. 製品の詳細

① 品名

② 学名

③ 産地

④ 生産分類

養殖 養殖区域

天然 捕獲区域、漁船名及び漁船番号

⑤ 加工方法

⑥ 登録施設名(登録番号)及び住所

⑦ 輸送方法(船舶の名称、航空機の便名)

⑧ コンテナ番号

⑨ 封印番号(コンテナ等の封印番号)

⑩ 輸出者(荷送人:日本からの輸出者)の名前及び住所

⑪ 輸入者(荷受人:中国の輸入者)の名前及び住所

⑫ 数量

⑬ ネットウエイト(kg)

別添、別紙様式 1～4
(省略)

(別紙様式 5)

年 月 日

証明書発行機関長 殿

申請者
住所
氏名

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

衛生証明書発行申請書

「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成 21 年 11 月 10 日付
け食安発 1110 第 1 号)に基づき、衛生証明書の発行を申請したく、下記
輸出水産物に関し、関係書類を添えて申請します。

記

1. 製品の詳細

① 品名(学名)

② 産地

③ 捕獲地域

④ 加工方法

⑤ 登録施設名(登録番号)及び住所

⑥ 輸送方法(船舶の名称、航空機の便名)

⑦ 封印番号(コンテナ等の封印番号)

⑧ 輸出者(荷送人:日本からの輸出者)の名前及び住所

⑨ 輸入者(荷受人:中国の輸入者)の名前及び住所

⑩ 数量及びネットウエイト(kg)

⑭ 生産年月日

⑮ 出発地

⑯ 到着地

削除

2. 誓約事項

当該貨物は以下の内容を満たすものであることを誓約する。

- (1) 上記1の記載事項が正しいこと。
- (2) 関税法（昭和29年法律第61号）第2条第1項第4号の「内国貨物」であること。
- (3) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い貨物の開梱等を行うことを承諾すること。
- (4) 証明書を受け取る際に証明書中の記載事項が本申請記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確認すること。
- (5) 中国政府が要求する以下の条件を満たすものであること。
 - ① 関連法規に従い、衛生条件の整えられている登録施設由来の水産食品であること。
 - ② 衛生条件下で衛生規制官庁の監視下で取り扱われた水産食品であり、ヒトの健康に害を与える物質が含まれていないこと。
 - ③ 適切に保存されヒトの消費に適したものであること。

(申請書の記載に関する注意事項)

1. 記入は日本語、英語併記によること。
2. 申請時に封印番号が不明である場合には衛生証明書発行までに別途届出を行うこと。
3. 「品名」については、「未加工品」及び「簡易な加工品」にあつては、当該食品の学名を記載することとし、それ以外の加工品にあつては、商品名や当該食品の内容がわかる一般的な名称を記載すること。

⑪ 生産年月日

⑫ 出発港

⑬ 到着港

⑭ Shipper の名前 (*)

⑮ 貨物特定記号 (Identification marks on the package) (*)

(*) については該当するものが無ければ「無し」と記載すること。

2. 誓約事項

当該貨物は以下の内容を満たすものであることを誓約する。

- (1) 上記1の記載事項が正しいこと。
- (2) 関税法（昭和29年法律第61号）第2条第1項第4号の「内国貨物」であること。
- (3) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い貨物の開梱等を行うことを承諾すること。
- (4) 証明書を受け取る際に証明書中の記載事項が本申請記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確認すること。
- (5) 中国政府が要求する以下の条件を満たすものであること。
 - ① 関連法規に従い、衛生条件の整えられている登録施設由来の水産食品であること。
 - ② 衛生条件下で衛生規制官庁の監視下で取り扱われた水産食品であり、ヒトの健康に害を与える物質が含まれていないこと。
 - ③ 適切に保存されヒトの消費に適したものであること。

(申請書の記載に関する注意事項)

1. 記入は日本語、英語併記によること。
2. 申請時に封印番号が不明である場合には衛生証明書発行までに別途届出を行うこと。
3. 「品名」については、「未加工品」及び「簡易な加工品」にあつては、当該食品の学名を記載することとし、それ以外の加工品にあつては、商品名や当該食品の内容がわかる一般的な名称を記載すること。

(別紙様式 6)

年 月 日

証明書発行機関長 殿

申請者
住所
氏名

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

衛生証明書発行申請の取消願

「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成 21 年 11 月 10 日付け食安発 1110 第 1 号)に基づき、証明書発行申請を取消したく、下記のとおり申請します。

記

製品の詳細

① 品名

② 学名

③ 産地

④ 生産分類

養殖 養殖区域

天然 捕獲区域、漁船名及び漁船番号

⑤ 加工方法

⑥ 登録施設名(登録番号)及び住所

⑦ 輸送方法(船舶の名称、航空機の便名)

⑧ コンテナ番号

⑨ 封印番号(コンテナ等の封印番号)

⑩ 輸出者(荷送人:日本からの輸出者)の名前及び住所

⑪ 輸入者(荷受人:中国の輸入者)の名前及び住所

⑫ 数量

⑬ ネットウエイト(kg)

⑭ 生産年月日

⑮ 出発地

⑯ 到着地

削除

(別紙様式 6)

年 月 日

証明書発行機関長 殿

申請者
住所
氏名

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

衛生証明書発行申請の取消願

「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成 21 年 11 月 10 日付け食安発 1110 第 1 号)に基づき、証明書発行申請を取消したく、下記のとおり申請します。

記

製品の詳細

① 品名(学名)

② 産地

③ 捕獲地域

④ 加工方法

⑤ 登録施設名(登録番号)及び住所

⑥ 輸送方法(船舶の名称、航空機の便名)

⑦ 封印番号(コンテナ等の封印番号)

⑧ 輸出者(荷送人:日本からの輸出者)の名前及び住所

⑨ 輸入者(荷受人:中国の輸入者)の名前及び住所

⑩ 数量及びネットウエイト(kg)

⑪ 生産年月日

⑫ 出発港

⑬ 到着港

⑭ Shipper の名前(*)

⑮ 貨物特定記号(Identification marks on the package) (*)

(*)については該当するものが無ければ「無し」と記載すること。

(別紙様式7-1)

Ministry of Health, Labour and Welfare
日本国向中华人民共和国出口水产品检验检疫证书

HEALTH CERTIFICATE

For fish and fishery products intended for export from Japan
to The People's Republic of China

Reference No: _____

Country of dispatch (发送国) : JAPAN (日本)

Country of production (生产国) :

Competent authority (主管当局) : Ministry of Health, Labour and Welfare (厚生劳动省)

Certificate-issuing agency (出证部门(号及名称)) :

Destination (目的地) : P. R. CHINA (中华人民共和国)

I . Details identifying the fish and fishery products

①Name of Goods (商品名称) :

②Scientific Name (学名) :

③Producing District (产地) :

④Product Classification (生产分类) :

Aquaculture (养殖)

Aquaculture Area (养殖区域) :

Wild (天然)

Capturing Area (捕捞区域) :

Name of Catch Vessel and Number (捕获渔船名及渔船号码) :

⑤Methods of Manufacture or Processing (加工方式) *1:

⑥Name and Address of Establishment and its Registration
Number (生产加工企业名称、地址及注册号) :

⑦Methods of Transportation; Name of Vessel, Flight, etc. (注明运
输工具(船名、航班号等)) :

⑧Container Number (集装箱号) :

⑨Seal Number (封识号) :

⑩Name and Address of Shipper (发货人名称及地址) :

⑪Name and Address of Buyer (收货人名称及地址) :

(別紙様式7)

HEALTH CERTIFICATE
for fishery and fishery products originating in Japan
and intended for export to the China

Reference No: _____

Country of dispatch (发送国) : JAPAN (日本)

Central Competent authority (有权限当局) : Ministry of Health,
Labour and Welfare (厚生劳动省)

Certificate-issuing agency (出证部门(号及名称)) :

Destination (目的地) : P. R. CHINA (中华人民共和国)

I . Details identifying the fishery and fishery products

①Name of Goods and Scientific Name (品名(包括学名)) :

②Producing District (产地) :

③Capturing Area (捕捞区域) :

④Methods of Manufacture or Processing (加工方式) :

⑤Name and Address of Establishment and its Registration
Number (生产加工企业名称、地址及注册号) :

⑥Methods of Transportation; Name of Vessel, Flight, Container
Number, etc. (注明运输工具(船名、航班号、集装箱号等)) :

⑦Seal Number (封识号) :

⑧Name of Shipper (发货人) :

⑨Name of Buyer (收货人) :

⑫Number of packages (包装数量) :

⑬Net Weight (净重) :

⑭Date of Production (生产日期) :

⑮Place of Dispatch (出发地) :

⑯Place of Destination (到达地) :

II. This is to certify that :

兹证明 :

1. The above fishery products came from the establishment approved by competent authority.
上述产品来自主管当局注册的企业。
2. The products were produced, packed, stored and transported under sanitary condition, which were under the supervision of competent authority.
该产品是在卫生条件下生产、包装、储藏和运输, 并置于主管当局监督之下。
3. The products were inspected and quarantined by competent authority and not found any pathogenic bacteria, harmful substances and foreign substances regulated in the P. R. China.
该产品经主管当局检验检疫, 未发现中国规定的有害病菌、有毒有害物质和异物。
4. The products meet veterinary sanitary requirements and fit for human consumption.
该产品符合兽医卫生要求, 适合人类食用。

Place of Issue:

签发地点

Date of Issue: _____

签发日期

Official Stamp

官方印章

Signature of Official Inspector
官方检验员签字

注释

* 1 冷藏、冷冻、干制、熏制、罐装等。/Refrigerated, Frozen, Dried, Smoked, Canned, etc.

* 2. 此证书内容不适用部分以***填充。/If any of the information required is not applicable, then the blank area must be filled with ***.

⑩Quantity and Weight (数/重量) :

⑪Date of Production (生产日期) :

II. This is to certify that :

兹证明 :

1. The above fishery products were come from the establishment approved by competent authority.
上述产品来自主管当局注册的企业。
2. The products were produced, packed, stored and transported under sanitary condition, which were under the supervision of competent authority.
该产品是在卫生条件下生产、包装、储藏和运输, 并置于主管当局监督之下。
3. The products were inspected and quarantined by competent authority and not found any pathogenic bacteria, harmful substances and foreign substances regulated in the P. R. China.
该产品经主管当局检验检疫, 未发现中国规定的有害病菌、有毒有害物质和异物。
4. The products meet veterinary sanitary requirements and fit for human consumption.
该产品符合兽医卫生要求, 适合人类食用。

Date of Issue: _____

签发日期

Stamp

盖章

Signature of Official Inspector
官方检验员签字

(別添様式 7 - 2)

Reference No:

- : 表中記載事項
- Name of Goods (商品名称)
- Scientific Name (学名)
- Quantity (数量)
- Net Weight (净重)
- Product Classification (生产分类)
- Name of Catch Vessel and Number (捕获渔船名及渔船号码)
- Date of Production (生产日期)

Official Stamp 官方印章

Product Classification Legend :

Aq Aquaculture (养殖) : Aquaculture Area (养殖区域)

W Wild (天然) : Capturing Area (捕捞区域)

別紙様式 8 ~ 1 2
(省略)

別紙様式 8 ~ 1 2
(省略)